



暑中お見舞い  
申し上げます

河合会新だより



編集発行人  
河合 孝彦  
税理士  
社会保険労務士  
〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776(22)0897(代)  
FAX 0776(27)6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

8月

(葉月) August

日	13	27
月	14	28
火	1	29
水	2	30
木	3	31
金	4	18
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

8月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 7月分源泉所得税の納付<br>8月10日                          | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中<br>間申告<br>8月31日                       |
| <b>国 税</b> / 6月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 8月31日               | <b>地方税</b> / 個人事業税第1期分の納付<br>都道府県の条例で定める日                       |
| <b>国 税</b> / 12月決算法人の中間申告<br>8月31日                         | <b>地方税</b> / 個人住民税第2期分の納付<br>市町村の条例で定める日                        |
| <b>国 税</b> / 9月、12月、3月決算法人<br>の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 8月31日 | <b>労 務</b> / 労働保険料第2期分の納付<br>8月31日<br>(労働保険事務組合委託の場合は<br>9月14日) |

ワンポイント 郵送等による税務書類の提出日

郵送等による国税関係書類の提出日は、原則、税務署への到着日ですが、納税申告書については、その発信日付に提出されたものとみなす規定がありました。平成18年度税制改正では、納税申告書に加え、国税庁長官が定める一定の書類についても発信日よりよいとされ、本年4月1日以後の提出書類から適用されています。

# 平成十八年度税制改正で

## 大きく変わった

### 役員給与の取扱

平成十八年度税制改正により、役員給与に関する取扱いが大幅に改正され複雑になっています。

これは、本年五月一日より施行されている会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化され、一方では最低資本金要件の撤廃等により個人事業者が法人形態を選択することが容易になったと考えられたためです。

そのため、従来、損金算入が認められていなかった賞与を、あらかじめ定めがあれば損金算入を認める一方、実質一人会社とされる会社については、役員給与のうち、給与所得控除額に相当する部分の損金算入を制限することになります。ここでは、一般的な役員給与規定がどう改正されたかを整理してみます。なお、適用は平成十八年四月一日以後に開始する事業年度からとなっています。

#### 1 役員給与の一元化

従来、役員報酬・役員賞与・役員退職給与として区分して規定されていたものが一元化され、図表1のようになっていきます。

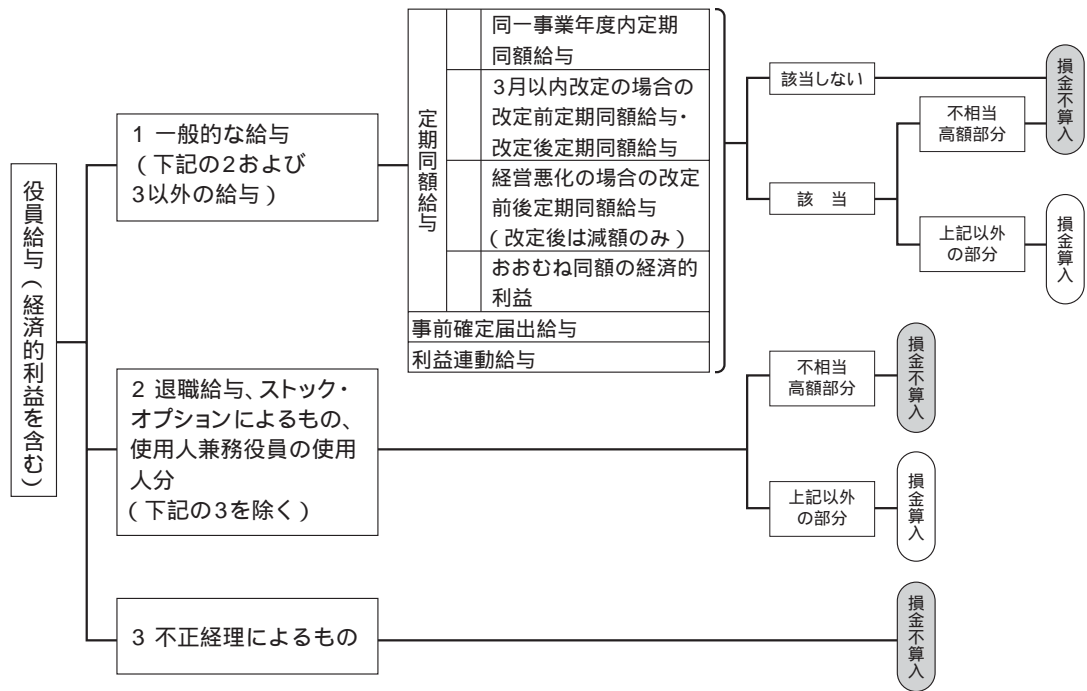
このうち、一般的な給与については損金算入される形態が三種類となりましたので、以下ポイントを整理してみます。

#### 2 定期同額給与

毎月同額の役員給与は従来どおり損金算入されます。

支給額を改定するときは、その事業年度開始の日から三ヶ月を経過する日までにその改定がされた場合に、改定前の各支給時期における支給額が同額である給与と改定以後の各支給時期における支給額が同額である給与は、それぞれ定期同額給与と

図表1 役員給与の損金算入範囲等



(注) 1 役員給与の損金経理要件は利益連動給与のみ(役員退職給与の損金経理要件は撤廃)  
 2 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の給与所得控除相当額の損金不算入(法35)を除く

して損金算入が認められます。

法人の経営状況が著しく悪化した場合には、改定前の各支給時期における支給額が同額である給与と改定以後の各支給時期における支給額が同額である給与は、減額に限り損金算入が認められません。

継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月概ね一定であるものも定期給与として損金算入されます。

### 3 事前確定届出給与

図表2のように、従来は毎月定額でない損金算入されませんでした。したが、税務署長にあらはじめ届出をすることにより損金算入できるように変わっています。届出制



度は次のようになっていきます。

#### (1) 届出の提出期限

事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与）についての税務署長に対する「事前届出」は、その給与に係る職務の執行を開始する日とその事業年度開始の日から三ヶ月を経過する日とのいずれか早い日（届出期限）までに一定の事項を記載した書類をもつてすることとされています。

なお、平成十八年四月一日以後最初に開始する事業年度については、いずれか早い日が、平成十八年六月三十日以前となる場合は、経過措置により、六月三十日が届出期限でした。

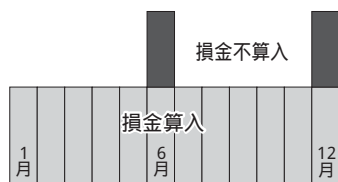
#### (2) 届出の記載内容

事前確定届出給与の支給対象者の氏名及び役職名  
事前確定届出給与の支給時期及び各支給時期毎の支給金額  
の支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行った機関等  
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日  
事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理

図表2

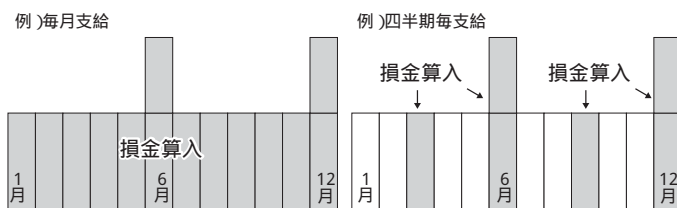
[ 改正前 ]

1月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入



[ 改正後 ]

あらかじめの定めに基づいて所定期間に確定額を支給する役員給与を損金算入（年2回のボーナス等）



あらかじめの定めがあれば損金算入可能

由及びその事前確定届出給与の支給時期を の支給時期とした理由

その事業年度開始の日の属する会計期間において事前確定届出給与対象者に対して事前確定届出給与とその事前確定届出給与以外の給与とを支給する場合におけるその事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額

の会計期間の直前の会計期間において事前確定届出給与対象者に対して支給した給与がある場合におけるその給与の支給時期及び各支給時期における支給金額

その事業年度における他の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額  
その他参考となるべき事項

### 4 利益運動給与

法人がその役員に対して支給する利益を基礎として算定される給与のうち、非同族会社が業務を執行する役員に対して支給する給与で、一定の要件を満たすものについては、原則として、損金の額に算入されません。



## 暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

平成18年度の年金受給額は、前年の消費者物価が0.3%下落したことに伴い、国民年金、厚生年金ともに減額され、4月分から適用、6月から支給されています。一方、国民年金保険料は毎年4月に、厚生年金保険料は毎年9月に引き上げられており、受給者、事業者ともに年金の影響は大きなものとなっています。

酒税法改正により、5月から、いわゆる第3のビールの税率が引き上げられましたが、コンビニではほぼ引上げ分に対応した値上げが行われているのに対し、スーパー等では従来の価格に据え置いているところが多いと報道されており、業態による価格対応の違いが興味を引きました。

小泉首相は、首相在任中は消費税を引き上げないと言っていましたが、その言葉からすれば、この9月の自民党総裁の任期切れは、消費税引き上げ論議のスタートを意味します。徹底した歳出削減が求められる中、消費税率はどうなるのか。いずれにしろ、消費税率引き上げの際は、所得税の見直しを含めた税制の抜本改革が行われることとなります。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

## 日中租税条約による学生免除

**問** 当社は新聞配達業を営む法人ですが、日本の4年制大学に留学中の中国人学生アルバイトを雇用する予定です。この留学生に対する給料については、一般の日本人従業員と同様に扱えばよいのでしょうか？

**答** この留学生は、居住者と推定されますので、本来は一般の日本人と同様に所得税の源泉徴収をしなければなりません。しかし、日中租税条約では、専ら教育を受けるために日本に滞在する学生であって、現に中国の居住者であるもの又はその滞在前に中国の居住者であったものがその生計、教育のために受け取る給付又は所得については、日本の租税は免除することとなっています。

なお、この規定の適用を受けるためには、その留学生から「租税条約に関する届出書」及び在学証明書等の提出を受け、貴社の所轄税務署長への提出が必要となります。

税金  
一口メモ

### 葬式費用の範囲

相続税の計算上、相続人が負担した次に掲げる葬式費用は遺産額から差し引くことができます。

葬式等に際した埋葬、火葬、納骨又は遺骨の回送その他の費用（仮葬式と本葬式を行ったときは、その両方にかかった費用が認められます）  
葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の

事情に照らして相当程度と認められる費用（寺院等に対する経料、お布施、戒名料等）  
のほか、葬式前後に生じた出費で通常葬式に伴う費用（会葬御礼費用、お通夜費用、飲食等費用）  
死体の搜索又は死体若しくは遺骨の運搬費用  
なお、香典返礼費用、初七日・四十九日等の費用、墓地等の購入・借入費用は対象となりません。